## 旭川環状線循環線(仮称)について

現在、市街地と居住地域を結ぶように放射線状に路線バスが運行しており、居住地域間を移動する際には、旭川駅等で乗り継ぎをする必要がある状況である。

居住地域間の移動ニーズに対応するために、旭川電気軌道(株)及び道北バス(株)において環状線を主要なルートとした居住地域間をまたがる循環路線の共同運行を計画している(令和元年10月1日運行開始予定)。

## 協議運賃とは

(関連する法令:道路運送法施行規則第9条の2)

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために、関係者における協議を行い設定する運賃のことを指す(例:いわゆるコミュニティバス等に設定されている運賃)。

## 協議運賃とする背景

居住地間の移動ニーズに対応するため、各居住地域をまたがるように循環線を走らせる。

この循環線を運行することにより、居住地域間を直接移動することができ、通 学や買い物での利便性が向上する。

しかし、採算性が不透明かつ両社の運賃形態が異なる中で,運行の継続性 を確保しつつ,旅客が利用しやすい運賃を設定するに当たり,公共交通会議に おいて運賃を協議することとした。

路線イメージ



既存と同じ運賃

## 設定方法の考え方

既存の路線と同じ区間は 既存の路線と同じ区間は 既存の路線と同じ区間は 既存と同じ運賃 既存と同じ運賃 既存と同じ運賃 既存と同じ運賃 既存と同じ運賃 のいては、両者の運賃形態を考慮した上で、旅客が 利用しやすい運賃を設定

※なお、両社ともに令和元年10月に予定されている消費税増税に伴い、既存路線運賃の改定を予定していることから、運行開始日においては改定後の既存路線運賃に沿った形の運賃となる。